

島本町教育委員会 会議録（令和5年第3回 定例会）

日 時	令和5年3月3日（金） 午前9時30分 ～ 午前10時33分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出席者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、丸野亨教育委員、西尾一実教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館 長、南田篤志次長兼子育て支援課長 委員及び 事務局職員 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）佐々木淳平課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課） （生涯学習課）
欠席者	
委員	細見知子教育委員
議 題	第5号報告 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（概 要）について 第12号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の 施行に関する島本町教育委員会規則の制定について 第13号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育 委員会規則の整備に関する規則の制定について 第14号議案 島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について 第15号議案 島本町個人情報保護条例の施行に関する島本町教育委員会 規則の廃止について 第16号議案 島本町文化財保護条例施行規則の一部改正について 第6号報告 教職員の懲戒処分 of 臨時代理について 第17号議案 教職員（一般職）人事について
議 決 事 項	第12号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議 案、第17号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長

本日、細見教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。

定数を満たしておりますので、令和5年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、丸野教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、丸野教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは第5号報告「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(概要)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第5号報告「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(概要)について」、御説明申し上げます。

調査の対象は、小学校5年生及び中学校2年生で、4月～7月の間に、各学校の体育の授業時間等において実施いたしました。

それでは資料3ページ「令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(概要)」を御覧ください。

まず、小学校5年生男子児童及び女子児童の【実技集計結果】について、種目別の平均値及びT得点を、今年度の全国の値と、令和3年度の本町の値と合わせて記載いたしました。T得点につきましては、資料にありますように、全国平均値を50.0としたときの相対的な数値であり、50.0を上回っていれば、全国平均よりも高い結果である、ということを示しております。

全ての種目を合わせた「体力合計点」を見ると、今年度においては全国値を男子がわずかに上回り、女子は全国値をわずかに下回っております。令和3年度と比較しますと、男子は約1ポイント上回り、女子は約0.2ポイント下回る結果となりました。

また資料4ページには、参考といたしまして、体力合計点における過去5年間の経年比較グラフを記載しております。

続きまして、資料5ページに、男女それぞれの種目別のT得点を、

棒グラフでお示いたしました。

男女ともに、「握力」「50m走」「ソフトボール投げ」において、全国よりも高い結果となりました。さらに、令和3年度と比較いたしますと、男子は「上体起こし」「長座体前屈」「20mシャトルラン」の3種目においてT得点が伸びており、女子は「反復横とび」「立ち幅とび」以外の6種目において、T得点が伸びております。各校が運動量を確保する取組みや基本的な動きを身に着ける指導を実施する等、様々な方策で体力向上に向けた授業等を展開してきた成果が表れていると考えられます。

また、男女ともに「立ち幅とび」が低い結果であることから、跳躍力を高めていくことが課題であると考えられます。

資料9ページ及び10ページには、【運動習慣等調査】の回答結果を記載いたしました。「運動が好き」「体育授業が楽しい」の肯定的回答が高い割合を維持しており、また「体育の授業で友達と協力し達成の実感」の肯定的回答が、男女ともに約9割に届く高い割合となりました。これは、体育の授業における児童の意欲を伸ばさせる工夫と、主体的・対話的で深い学びの実践に基づく指導が充実している成果であると考えられます。

また、「体力テストに目標を立てているか」において、「立てている」と回答した児童が74%と昨年度から比較して13ポイント上回る結果となりました。

次に、資料13ページ「調査結果の分析と今後の方策」を整理し、記載いたしました。今後の方策ですが、3点ございます。①コロナ禍でも「教え合い・学び合いのある授業」を継続すること、②体育の授業以外でも運動する機会をつくること、③「スポーツテストチェックシート」の利活用促進を行うこと。これらにつきまして、次年度、各学校において、推進してまいりたいと考えております。

続きまして、資料6ページからは、中学校2年生男子生徒及び女子生徒の【実技集計結果】について、記載いたしました。

全ての種目を合わせた「体力合計点」を見ると、男子においては全国値を上回っており、令和3年度と比較しても1ポイント以上増加しました。女子においては全国値と同値であり、令和3年度よりもT得

点が0.6ポイント上昇という結果となりました。

資料8ページに記載している、種目別の棒グラフで見えますと、男子においては、「20mシャトルラン」「ハンドボール投げ」以外の6種目については、全国よりも高い、もしくは令和3年度から伸びているという結果が得られております。女子においては、「握力」「50m走」「ハンドボール投げ」以外の5種目で令和3年度から伸びている結果となりました。ただ、女子の「長座体前屈」「ハンドボール投げ」において、全国値よりも大幅に低い結果となりました。「ハンドボール投げ」については男子も全国値を下回っており、身体の柔軟性や、保健体育の授業のみならず普段の学校生活から、『投げる』動作が身に着く活動を充実させることが課題であるといえます。

資料11ページ及び12ページには、【運動習慣等調査】の回答結果を記載いたしました。「運動が好き」「保健体育授業が楽しい」の肯定的回答が、高い割合を維持しているものの、「好き・楽しい」と回答した生徒の割合が男女ともに減少しました。コロナ禍に伴う制限により、保健体育の授業以外で運動をする機会が減少したことが一つの原因であると考えられます。一方で、「保健体育の授業で友達と協力し達成の実感」の肯定的回答が、小学校5年生と同じく男女ともに約9割に届く高い割合となりました。これは、小学校5年生と同様な授業改善の成果であると考えられます。

また、「保健体育の授業でICT」の項目については、男女ともに約50%の生徒が「活用していない」と回答しています。今後、カメラ機能や意見集約機能などを普段の授業から取り入れていく必要性がございます。

最後に、資料14ページの「調査結果の分析と今後の方策」につきまして、分析を踏まえた方策が3点ございます。①保健体育の授業以外でも運動する機会をつくること、②「できた！」実感のある授業づくりを心掛けること、③ICT機器の積極的な活用を目指すこと、以上の3点を、次年度、各学校において推進してまいりたいと考えております。

結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、町結果概要について、ホームページを通じ

て公表したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

資料13ページに書いてあります「スポーツテストチェックシート」とはどんなものなのか教えていただけたらと思います。

教育推進課参事

本年度の6月に大阪府教育庁の方から送付されてまいりました。内容につきましては、児童・生徒のスポーツテストにおける頑張りももちろんあるのだけれども、それに向けて、正しいフォームだったりとか、正しい計測の仕方をちゃんと指導してあげることで成果に活かしましよう、ということで、4月～7月の間にスポーツテスト実施で、ちょっと始まってから配付ということになりましたので、次年度はそれを踏まえて指導ということでお伝えさせていただきました。

教育長

ほかにございませんか。

教育委員

小学校・中学校のクラブ活動の入部率はどれくらいになっているのでしょうか。

教育推進課長

詳しいデータはすぐお示しできないですけれども、大方9割を超えているのが毎年でございます。

教育委員

その9割のうちに運動部に入っておられる方というのは。

教育推進課長

詳しいデータを持ち合わせてないので、また調べさせてもらって回答させていただきます。

教育委員

小学校では跳躍力が低いということで、これから高めるということ、中学校ではハンドボールの投げるというところに課題があるということだったんですが、ICT機器の活用をしながら、そういうことを高めるような取り組みということは、何か、体育の先生だけではないかもしれないですが、次に向けて考えておられることはありますでしょうか。

教育推進課参事

今後の実際の方針、方策といたしまして、ICT機器のカメラ機能が使えるかな、と考えております。実践、事例等の共有等で、正しいフォームで投げられているかどうか、正しいフォームで踏み切れているかどうか、というのを、カメラで記録いたしまして、自分の行動に活かすことができるかな、と思いますので、次年度推進していきたいと思えます。

教育委員 精神論でずっときていた体育で、今いろいろ問題になっていて、やはり、クラブ活動においても、目で見えるように自分のフォームを確認できると、自分が次にどこを直せばいいのかわかるかなと思いますので、ぜひ進めていっていただけたらと思います。

教育長 小学校の低学年で、タブレットを持って、前転後転をずっと映して、その後、同じグループの子たちが集まって「ここをこう直した方がいい、ここが良かった」とかのやり取りをするので、それがまた体育科における対話の機会を作ることも目途としてやっていたりします。有効的に機器が使えることを目指してほしいと思います。

教育委員 ICTに関しては、大学のスポーツ科学でいろんなソフトがあるので、生徒や児童というよりも、先生方の講習にそういうものが活かされていくと、生徒の指導にかなり有効かと思います。

教育長 小学校なんていうのは専門性がございませんので、助かるかもしれません。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第12号議案「島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する島本町教育委員会規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第12号議案「島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する島本町教育委員会規則の制定について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の「教育委員会規則及びその他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。」に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の17ページをお開きください。

本ページに記載しているものが、今回制定する規則案でございます。本規則の構成は、1条のみの本則と施行期日を定める附則からなっております。

続いて、18ページをお開きください。

提案理由は、島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

町では、窓口手続のオンライン化を可能とすることにより、住民の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例、いわゆる行政手続オンライン化条例を制定し、令和5年4月1日から施行することとなりました。これに伴い、本条例を運用するために必要な事項について、町長、教育委員会等の機関ごとに規則等を定める必要がありますため、制定するものでございます。

規則の概要は、教育委員会等の所管に係る手続等に関する行政手続オンライン化条例に基づく事務処理については、町長の所管に係る手続等の例によることとし、町長部局における運用と同一の運用とするものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

手続き等がスムーズになるのは有り難いことかと思えます。情報通信技術というのは具体的にどういうことなのでしょう。

教育総務課長

一般的なイメージといたしましては、インターネットを通じた電子申請だったり、役場からの電子的な通知が、情報通信技術を活用した手続き等でございます。

教育委員

いわゆるオンライン手続きといったイメージなのかなと思うんですけども、どういう申請をするときにそれが使えるのか、具体的な活用場面を教えていただけたら有り難いです。

教育総務課長

今回制定されました条例の適用範囲につきましては、本町が条例等で定める手続き全般が適用になります。ですので、現在は書面によって行うとされる手続きにつきましては、本条例の適用を受けまして、オンラインによって申請等することが可能となります。具体的な事例でございますが、本町の教育委員会ではまだ実施はいたしておりませんが、例えばですと、保育所の申請を書面ではなくてシステムを通じ

て行ったり、体育施設等について電子予約といわれるもので、いわゆるシステムを通じて予約をする、といったものが、現在でしたら書面で、窓口赶赴いて、または書面で郵送しなければならないところを、専用システムを用いて申請等を行うことが可能となるものでございます。今後につきましては、本条例の趣旨に基きまして、教育委員会の事務につきましても、当然、システムを導入するにあたりましては、予算も伴ってまいりますので、そのあたりの効果であったり、近隣他市の同様手続きの電子申請の導入状況等も踏まえまして、電子手続きについての導入を準備、検討をしてみたいと考えております。

教育委員

保育所の申請とか、たぶん小さいお子さんを抱えてわざわざ窓口まで来ることが大変だと思うので、とても有り難いことだなと思います。

教育長

ほかにご覧いませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第13号議案「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第13号議案「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の21ページをお開きください。

本ページから次のページまでにかけて、今回の整備規則案を記載しております。



続いて、23ページをお開きください。

提案理由は、地方公務員法の一部改正に伴い関係教育委員会規則を整備するため、制定するものでございます。

国におきましては、地方公務員の定年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入するため、地方公務員法を改正し、令和5年4月1日から施行する予定となっております。この法律改正に伴い、現在、町においても、制度の導入に向けて、関係条例が改正される等の事務が進められております。

以上の経緯を踏まえまして、法律や条例の改正の影響を受ける教育委員会規則につきましても、同様に改正するものでございます。

各規則の改正の概要について、資料の新旧対照表を基に御説明いたします。

25ページをお開きください。

今回、2本の教育委員会規則を改正いたします。

まず、島本町教育委員会事務局組織に関する規則の改正でございます。

管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、再任用職員の管理職級の役職であります参与が廃止となりますため、関係規定中「参与」の文言を削るものでございます。

続いて、26ページをお開きください。

次に、島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正でございます。

定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、関係規定中「再任用短時間勤務職員」の文言を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。ただし、島本町教育委員会事務局組織に関する規則の改正に係る施行期日は、令和9年4月1日でございます。

また、島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正に関する経過措置としまして、現行制度上の再任用短時間勤務職員は、規則上、改正後の定年前再任用短時間勤務職員と

みなして適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

再任用短時間勤務職員と定年前再任用短時間勤務職員の違いが、私の中では明確ではないので教えていただきたいのと、それから先ほど、参与の方が、施行が令和9年になるとおっしゃっていたと思うのですが、となると、ここの規則は、令和5年からというだけではなくて、令和9年というのも同時にこういう中に入れておかなくてもいいのでしょうか。

教育総務課参事

一つ目に御質問のありました再任用短時間勤務職員と定年前再任用短時間勤務職員の違いですけれども、現行制度上は60歳で定年を迎えますと、65歳までとしまして、職員として再任用することができるというふうになっております。その中で、現行では、週5のフルタイムの方と、週3というところで再任用する方がおられるんですけれども、現行制度では、再任用短時間勤務職員としているところであります。地方公務員法が改正されまして、それに伴う条例等が改正されまして、令和5年4月から再任用の雇用形態といたしまして、定年が今後伸びていく形になります。60歳から例えば65歳定年になった場合は、60歳から65歳を通常の定年前職員としてお仕事することになるんですけれども、そこでも、特例によりまして、60歳から65歳まで短時間で勤務することができるということになりまして、定年前再任用短時間勤務職員になるんですけれども、現行との違いは、給与計算の方法が新たな方法に変わったりとか、そのへんで現行とは異なることになってくるというふうに認識しております。

二つ目の施行期日に関してなんですけれども、今後参与がなくなるという体制になるんですけれども、令和5年4月1日から現制度がなくなって、令和4年度に参与になった方は、経過措置としまして、5年間再任用として任用できますので、令和4年に参与になった方につきましては、令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度、令和8年度まで参与として任期を継続する経過措置を設けておりますので、

令和9年3月31日まで参与として、令和9年4月1日に完全に参与がなくなるということで、そこを経過措置で参与として残すために、施行期日を分けているということでございます。

教育委員

それを書面に書かなくてもいいのでしょうか。

教育総務課長

施行期日に関する規程ございますが、21ページを御覧ください。21ページが今回の整備規則案の全文になるんですが、その中で附則がございまして、第一項に施行期日に関する規程がございまして、読み上げますと、この規則、つまり、整備規則全体は令和5年4月1日から施行されると定められております。但し、とありまして、但し、例外的に第一条の規定、すなわち事務局組織に関する規則の改正につきましては令和9年4月1日から施行する、というふうに但し書きで施行期日を別途されております。この規程によって、今回2本の附則なんですが、2本目の附則については令和5年4月1日から改正されまして、1本目の事務局組織に関する規則の改正、すなわち参与の文言を削る改正については令和9年4月1日から施行期日をずらす形で行う、というふうにルール化されるというものであります。

教育長

ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第14号議案「島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第14号議案「島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の29ページをお開きください。

本ページに記載しているものが、今回の規程の改正に係る改め文でございます。

続いて、30ページをお開きください。

提案理由は、島本町個人情報保護条例の廃止及び島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、資料の新旧対照表を基に御説明いたします。

31ページを御覧ください。

個人情報の保護に関する法律において使用する用語に基づき、別表の「個人情報」の文言を「保有個人情報」に改めるものでございます。

その他規定の整理として、現状、内容を伴っていない別表第2を削るものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

個人情報と保有個人情報の違いについて教えてください。

教育総務課長

個人情報の定義でございますが、一般に周知されておりますとおり、この情報一つで特定の個人を識別できる情報のことを個人情報と言っております。単独では個人の情報を識別できなくても、他の情報を組み合わせることによって識別できれば、例えば、誕生日だけではこの誕生日が誰か分からないが、誕生日と氏名を組み合わせることによって、その誕生日も個人情報となりうるものでございます。保有個人情報につきましては、法律の規程といたしましては、行政機関等が保有する個人情報等を保有個人情報ということで、令和3年に行いました法律改定におきまして、新たに定義された用語であるというふうに記憶いたしております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。  
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。  
それでは、第15号議案「島本町個人情報保護条例の施行に関する島本町教育委員会規則の廃止について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第15号議案「島本町個人情報保護条例の施行に関する島本町教育委員会規則の廃止について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の35ページをお開きください。

本ページに記載しているものが、廃止規則案でございます。

続いて、36ページお開きください。

提案理由は、先ほどの第14号議案と同じく、島本町個人情報保護条例の廃止及び島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、廃止するものでございます。

廃止に至る経緯につきましては、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和4年4月1日から施行されたことにより、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度は、全国共通のルールが適用されることとなりました。このことに伴い、島本町個人情報保護条例が廃止されるとともに、法律の範囲内で地方公共団体に許容される措置について必要な事項を定める島本町個人情報の保護に関する法律施行条例が、新たに、令和5年4月1日から施行されることとなっております。

以上の経過のように、島本町個人情報保護条例が廃止されますことから、これに伴い、その下位法令である本規則も、連動して廃止するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第16号議案「島本町文化財保護条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長

それでは、第16号議案「島本町文化財保護条例施行規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案理由は、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地における土木工事等に対する埋蔵文化財の取扱いの徹底を目的として、所要の改正を行うものでございます。

資料の45ページをお開きください。

今回の改正内容について、議案参考資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

文化財保護法に基づき、町内の埋蔵文化財が存する地域は埋蔵文化財包蔵地として大阪府の地図情報システムに掲載されており、本包蔵地内で土木工事等を行おうとする者は、本町経由で大阪府に届出を行い、大阪府から埋蔵文化財の対応内容について指示を受けています。

また、埋蔵文化財包蔵地外において、土木工事等を行おうとする者は、条例第18条第4項の規定に基づき教育委員会と協議をする必要

があり、協議の際の資料として、先ほど申し上げた包蔵地内で土木工事等を行う際に大阪府に提出している資料と同様のものを提出していただいております。

しかしながら、必要な届出書の様式や添付資料について明確に規定されていなかったため、今回規則において明記し、埋蔵文化財の取扱いを徹底いたします。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

お諮りします。

第6号報告につきましては処分案件であることから、第17号議案につきましては人事案件であることから、島本町教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定に基づき、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第6号報告及び第17号議案につきましては、秘密会とすることに決しました。

それでは、第6号報告「教職員の懲戒処分の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

[教職員の懲戒処分の臨時代理について説明]

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第17号議案「教職員（一般職）人事について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 [教職員（一般職）人事について説明]

教育長 これより本案に対する質疑を行います。  
質問のある方は、挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和5年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。